

地域貢献事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の地域貢献活動を促進するため、事業者自らが行うメセナ活動、地域コミュニティイベントを支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
文化、教育等のメセナ活動又は地域の祭り、催事等の地域コミュニティイベントの実施	事業者	1 地域貢献として実施するものであること（事業活動の一環として行う祭り、催事等は除く。） 2 投資額が50万円以上のものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 4 みなし同一事業者間での事業でないこと。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできない。

※ 他者（事業者が代表を務める任意団体等を含む）が主催するイベントへの参加、協賛は対象外である。

※ イベント内及び近隣で商品等を販売する行為は、臨時的商品（普段の事業において製造、販売等をしておらず、イベントの必要性に応じて、あるいはイベントを盛り上げるためにのみ販売するもの（例：屋台で販売する飲食物など））を除いて、行ってはならない。

※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。

※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者への委託等をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき30万円	1 謝金 2 仮設工事費、印刷費、バス運行費及び看板代 3 委託料、保険料、会場賃借料、備品賃借料、設備賃借料

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

※ 対象経費は、協賛金や上記臨時的商品による収入（利益ではない）を始めとする当該事業を通じて得た収入や、飲食に係る経費を除いた額とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内）

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	事業の広告物	事業の周知に使用したチラシ、ホームページなどの写し。ない場合は、企画書など事業の趣旨がわかるもの
	事業内容を証する写真	
	収入を証するものの写し	協賛企業へ発行した協賛金受領書の写しや、臨時的商品の収入表などの写し
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
助成金交付決定通知書の写し		

6. 事業活動

事業活動とみなされ、助成対象外となるイベント

例：招待制であり地域に平等に開かれていないもの、入場料金を徴収するもの、主催者（みなし同一事業者を含む）が会場内又は会場近辺で商品やサービス販売及び契約行為（臨時的商品を除く）を行うもの、その他直接的な事業活動とみなしうる趣旨、行為を伴うもの

※ 商品の無償提供（来場者への配布）は事業活動とみなさない。

※ 会社や商品のチラシを配る行為は事業活動とはみなさない。

7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第1（第3条関係）に定める地域貢献事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

8. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp